



国民年金保険料の未納は…

国民年金保険料を未納のままにしていると、老齢・障がい・死亡の場合に年金を受けられないことがあります。未納のある方は、郵送されている納付書を確認の上、最寄りの金融機関またはコンビニエンスストア(平成16年2月1日以前の納付書はコンビニでは使えません)でお納めください。

納付書を紛失してしまった場合や平成17年4月以降の納付書が届いていない方は、札幌北社会保険事務所【011・717・4111】まで。
問合せ 国民健康保険課国民年金担当 ☎72・3122



防災

事故や病気などで突然人が倒れたとき、救急車が到着するまでに、その場に居合わせた人の適切で速やかな応急手当が命を守る「鍵」になります。

講習会に参加して「応急手当」の方法を身に付けましょう。
日時 5月15日(日)9時〜12時
場所 石狩消防署(花川北1・1)
受講料 無料

※受講者には「普通救命講習修了証」をお渡しします。

【そのほかの講習会】

グループ単位(10人程度)で受講する場合の講師派遣、小児・乳児を対象にした救命手当、各種応急手当の講習会も受け付けています。

申込・問合せ 石狩消防署警備課 ☎74・7024

甲種防火管理者資格取得講習会

日時 6月2日(木)・3日(金)の2日間 10時〜17時

場所 石狩北部地区消防事務組合消防本部(別町錦町351)

受講料 無料(参考図書代3250円別途)

定員 70人(先着順)
申込期間 5月2日(月)〜25日(水)
※申込書は石狩消防署に用意しています。

問合せ 石狩消防署予防課 ☎74・7165

放火撲滅のための対策

平成8年から火災原因のトップとなっている放火火災に対して、石狩消防署では「放火撲滅」を平成17年の重点目標として掲げ、積極的に放火防止パトロールや市民への広報等の放火防止

対策を実施しています。

各家庭でも次の放火火災対策を実践して、放火火災撲滅にご協力をお願いします。

- ・家の周りには死角を作らないようにする。
- ・門扉・通用口・車庫・物置のドアには必ず施錠する。
- ・家の周りには不要品は処分するか、物置等に保管する。
- ・長期の外出時は、隣近所に一声掛けて協力を求める。
- ・自動車のボディカバーは「防炎品」を使用する。
- ・夜間用照明機器等を設置して、家の周りを明るくする。
- ・郵便受けには新聞やチラシ等をためないようにする。
- ・ごみは決められた曜日の朝に出すようにする。

問合せ 石狩消防署予防課 ☎74・7165



そのほか

調理師試験

日時 8月23日(火)13時30分〜16時
試験地 札幌市

願書受付期間 5月30日(月)〜6月3日(金)(6月3日消印有効)

受験手数料 6700円相当の北海道収入証紙

提出書類 ①調理師試験受験願書 ②調理師試験受験者整理カード ③写真(出願前3カ月以内・脱帽正面上半身・縦6cm×横4cm)

※受験資格、受験願書等については、お問い合わせください。

提出・問合せ 石狩保健福祉事務所保健福祉部(江別保健所)子ども・保健推進課保健予防係

☎011・383・2111

☎011・383・2185

企業立地促進条例・同施行規則を制定

石狩湾新港地域への企業立地促進を図るために、新規立地企業に対し、特例措置(固定資産税・都市計画税の課税免除)を定める新条例を制定しました。

新条例の主な内容は、石狩湾新港地域に新規立地する企業(雇用5人以上、土地を除く

投下固定資産評価額5千万円以上)に土地を除く固定資産・都市計画税を2年間課税免除するものです。

また、物流関連・リサイクル関連・エネルギー関連の3事業を重点誘致対策事業として設定し、土地に係る課税も免除します。

なお、本件については、平成17年1月から3月にかけてパブリックコメントを実施し、条例については、3人から3件、施行規則については、1人から2件のご意見をいただきました。

条例の詳しい内容、パブリックコメントの検討内容については、石狩市ホームページ、担当窓口にお問い合わせください。

問合せ 企業誘致室 ☎72・3158

特定事業主行動計画

市役所では、次世代育成支援対策推進法に基づき、市職員の職業生活と家庭生活との両立のための環境整備を行う計画「特定事業主行動計画」を策定しました。計画期間は、4月1日〜平成22年3月31日の5年間で、内容は、育児休業・部分休業等の取得促進などの18項目です。詳しくは、石狩市ホームページまたは行政管



市民の声を活かす条例 審議会のうごき

公開される審議会の開催予定は、石狩市掲示板(あい・ボード)・市役所情報公開コーナー・石狩市ホームページ・北海道新聞地方版などで、その都度お知らせしています。また、審議会の議事録は、市役所1階情報公開コーナーで閲覧できます。

●3月の審議会開催状況

開催日	審議会名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
1	第1回防災会議(ISO・防災担当)	①石狩市地域防災計画の改訂について②石狩市水防計画の改訂について	公開	0
4	第2回B&G海洋センター運営委員会(スポーツ・青少年課)	①平成16年度海洋センター事業実施状況について②平成17年度海洋センター一般開放(上期)についてなど	公開	0
14	第3回石狩浜海浜植物保護センター運営委員会(石狩浜海浜植物保護センター)	①平成16年度活動報告②平成17年度事業計画についてなど	公開	1
14	第5回学校給食センター運営委員会専門部会(学校給食センター)	求められる学校給食と課題の取りまとめなど	公開	0
15	第1回学校結核対策委員会(学校教育課)	児童生徒の結核健康診断の結果報告について	非公開	—
16	第1回標準小作料設定協議会(農業委員会)	平成17年度標準小作料の設定について(諮問)	公開	0
22	第3回市民参加制度調査審議会(企画調整課)	平成15年度市民参加手続の実施・運用状況について	公開	2
23	第2回生活安全推進協議会(市民生活課)	平成17年度生活安全モデル地域の指定について	公開	0
24	第2回コミュニティセンター運営委員会(市民生活課)	①平成16年度各種講座事業等の開催実績について②平成17年度前期コミセン開放についてなど	公開	0
24	第2回学校給食センター運営委員会(学校給食センター)	今後の学校給食のあり方(答申)についてなど	公開	1
24	第3回社会教育委員の会議(社会教育課)	①平成16年度事業実施報告について②平成17年度石狩市社会教育推進計画(案)についてなど	公開	0
29	第2回介護保険事業計画等作成委員会(介護保険課)	①介護制度改革関連法案の概要について②介護保険意向調査の報告についてなど	公開	0
30	第2回公民館運営審議会(社会教育課)	①平成17年度石狩市公民館事業について②石狩市教育プラン後期基本計画について(報告)	公開	0
	石狩地区介護認定審査会(介護保険課)	要介護認定の審査、判定(3月中7回開催)	非公開	—

企画調整課 ☎72-3161
✉kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp

市森林整備計画の変更

この計画は、市内の民有林について森林整備の方向や造林から伐採に至る施業の方法およびそのほか必要な事項を定めたものです。このたび、北海道の「石狩空知地域森林計画」の変更に伴い、石狩市の計画を適合させるために変更しました。

なお、縦覧(1月14日～2月14日)を行いました。意見の提出はありませんでしたが、意見の計画は、みどりの課・市役所1階情報公開コーナー・市民図書

理課へお問い合わせください。問合せ 行政管理課 ☎72・3151

館で閲覧できます。【主な変更内容】

- ・特定保安林関係の追加
- ・防災機能向上に係る記載事項の拡大

問合せ みどりの課 ☎72・6122



「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」改正

高齢者であることを理由に、働く機会が制限されるのではなく、意欲と能力がある限り働き続けることのできる社会を実現

していくため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【改正の内容】

- 65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の義務化(平成18年4月1日施行)

定年(65歳未満のものに限り)の定めをしている事業主は、その雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定めを廃止のいずれかの措置を講じなければなりません。ただし、事業主は、労使協定により②の対象となる高齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、②の措

置を講じたものとみなします。●解雇等による高齢年齢離職予定者に対する求職活動支援書の作成・交付の義務化(平成16年12月1日施行)

事業主都合の解雇等により離職することとなっている高齢者等(45歳以上65歳未満)が希望するときは、事業主は、当該高齢者等の希望を聞き、その職務の経歴や職業能力等再就職に資する事項や再就職援助措置等を記載した求職活動支援書を作成し、交付しなければなりません。

●労働者の募集および採用の際、年齢制限をする場合の理由の提示の義務化(平成16年12月1日施行)

「北海道男子洋服・婦人服仕立業最低賃金」が3月31日限りで廃止されることとなりました。問合せ 札幌中央労働基準監督署 ☎011・281・4270 (内線3683)

最低賃金の廃止

「北海道男子洋服・婦人服仕立業最低賃金」が3月31日限りで廃止されることとなりました。問合せ 札幌中央労働基準監督署 ☎011・281・4270 (内線3683)

事業主は、労働者の募集および採用する場合に、やむを得ない理由により上限年齢(65歳未満のものに限る)を定める場合には、求職者に対してその理由を提示しなければなりません。問合せ 北海道労働局職業安定部職業対策課 ☎011・709・2311 (内線3683)